

令和 2 年 4 月 2 0 日

西郷村立各小・中学校保護者 様

西郷村教育委員会教育長 鈴木 且雪

西郷村立小田倉小学校長 原 豊子

新型コロナウイルス感染症対策のための
西郷村立小・中学校の一斉臨時休業について

令和 2 年 4 月 1 6 日に政府から緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大する方針が発せられ、翌 4 月 1 7 日に福島県知事及び福島県教育委員会より西郷村に対しても 4 月 2 1 日から 5 月 6 日までの期間を臨時休業とするよう要請がありました。

このことを受けた村からの指示により、西郷村教育委員会では下記のとおり対応することといたしました。前回の臨時休業に続き、保護者の皆様方には何かとご負担・ご迷惑をおかけすることと存じますが、感染症拡大防止のための措置であることをご理解いただき、ご協力をくださいますようお願い申し上げます。

なお、臨時休業期間中の学習や生活に関する内容についても記載いたしましたので、ご家庭においてご配慮くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

1 一斉臨時休業の期間

令和 2 年 4 月 2 2 日（水）～ 5 月 6 日（水）

※ 県からの要請は、「1 日程度の準備期間を設けることが可」となっております。

これを受け、休業期間中の学習指導・生活指導を学校において十分に行った上で、村内一斉の休業措置をとることといたしましたのでご了承ください。

※ 臨時休業期間中、部活動・特設クラブの活動は一切行いません。

2 休業期間中の学習・生活について

(1) 学習について

- ① 1 日の学習計画を立て、自主的・計画的に学習に取り組むことによって「自己マネジメント力」を高める機会となるようご配慮ください。
- ② 学校からの学習課題の他、児童生徒の負担過重にならない範囲で自主学習にも積極的に取り組ませてください。
- ③ 保護者の方々が学習の状況を点検し、子どもたちの学習の振り返りを支援してくださいますようお願いいたします。

（裏面に続きます）

(2) 生活について

- ① 休業期間中も「早寝・早起き・朝ご飯」の習慣等、規則正しい生活のリズムを維持できるようにしてください。
- ② 家族の一員としての自覚を深めるために、発達段階に応じた手伝いを決めて、毎日行わせるようにさせてください。
- ③ ゲーム依存やネット依存などに陥らないよう、1日の使用時間や使用方法などの約束を決めてください。
- ④ 「3密」を避けながら、屋内外で気軽にできる運動（ストレッチ、縄跳び、散歩、ジョギングなど）に継続して取り組ませてください。

(3) 感染症予防のために

- ① 家庭内で生活することを原則とし、不要不急の外出を控えさせてください。
- ② 外出をする際には、マスクを着用させてください。
※ 村から一人あたり5枚のマスクを配布しましたので、ご活用ください。
- ③ 人が多く集まる場所への外出は、極力控えさせてください。
- ④ 外から帰った際や食事の前には、手洗いをしっかりと行わせてください。
- ⑤ 毎朝、検温や健康観察を行い、健康状態の確認を継続してください。

次のような症状がある場合には、帰国者・接触者相談センター（0248-21-8188）に相談し、指示に従ってください。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ⑥ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに学校へ連絡してください。

4 その他

本村教育委員会及び県教育委員会では、臨時休業期間中の児童生徒や保護者の不安や悩みにいつでも対応できるよう、電話による相談体制を整え、安心して生活できるよう支援してまいります。ご相談ごとがありましたら、以下相談窓口までご連絡ください。

(1) 西郷村教育委員会

小田倉小学校 25-2353

西郷村教育委員会学校教育課 25-2370

(2) 福島県教育委員会

福島県ダイヤルSOS 0120-453-141

ふくしま24時間子どもSOS 0120-916-024